

2008年3月18日

アジア開発銀行(ADB)、国際協力銀行(JBIC) 海外経済協力業務の環境社会配慮ガイドライン評価の比較

	アジア開発銀行 (ADB)	国際協力銀行 (JBIC) 海外経済協力業務
調査目的	ADB 支援案件における環境社会影響の独立評価を実施し、セーフガード政策の改善点を明確化すること	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン施行以降、JBIC がとったアクションの整理分析 包括的な検討及び必要に応じた改訂に資する実施状況の確認
調査完了時期	07年2月(環境政策と非自発的住民移転政策については06年9月に完了)	08年1月
調査主体	ADB 案件推進部門から独立した業務評価局(OED)が実施	JBIC 自身が実施
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 文献調査: 94年以降の案件について調査 事例調査: インド、中国、フィリピン、ベトナムの4カ国において、社会影響については20案件、環境影響については16案件、先住民族については7案件について現地訪問し、政府、被影響住民、NGO等への聞き取り調査を実施。 アンケート調査: 97年以降のカテゴリ A 及び B の 200 以上の案件を担当したスタッフ及び実施機関へのアンケート調査を実施。 インタビュー調査: ADB スタッフへのインタビュー調査を実施 パブリックコメント: ウェブ上でコメントを募集。 	<ul style="list-style-type: none"> 文献調査: JBIC 資料及び JBIC のウェブサイト上の公開情報等を調査 行内スタッフへのヒアリング: 資料で確認できなかった箇所について一部ヒアリングを実施
主な評価結果	<p>(環境政策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果より手続き的遵守が重視され、不要に処理経費がかさんでいる。結果重視のアプローチに改善すべき。 環境対策にかかる負担より、得られるメリットに着目し、オペレーションの目的として環境的利益を積極的に追求するべき。 環境影響評価の質に一貫性がなく、国際的なグッドプラクティスに満たない場合も多い。 融資前のプロセス要件が中心で、リソースの多くがこの段階に投入されている。 小規模案件等では必要以上に多くのコストが投入されている。 主要な環境影響の回避はほぼできているが、アセスメントやモニ 	<ul style="list-style-type: none"> 現行環境ガイドライン施行後の JBIC における環境社会配慮確認の実施状況は総じて高く、旧ガイドライン施行時に比べても環境社会配慮の項目が多岐に亘り、より慎重かつきめ細やかな配慮がなされるようになったことが確認された 「ステークホルダーの関与」については、事業の影響を受ける地域住民・現地 NGO を含むステークホルダーの参加や対話を重視しつつ案件形成を行っていることが各案件を通じて確認されていた。 「情報公開」については、融資契約締結に先立って融資対象事業のカテゴリ分類を、また、(カテゴリ A、B 案件については) EIA 報告書等環境社会配慮に関する文書の公開を、融資契約締結後にはその環境レビュー結果を公開するなど、適切なタイミングにて情報公開

<p>タリングの向上については限定的。</p> <p>(非自発的住民移転政策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 94年から05年までの融資案件での被影響住民は合計177万人。うち61%は中国、76%は交通セクター。 融資前に予測した被影響住民数及び移転費用は過小評価されていた(移転数は完了時に融資前よりも65%増加、移転費用は案件総コストの6%から11%に増加)。 借入国のキャパシティは向上しつつあるが、継続的な支援が必要。 事例調査の中では、再取得価格住民移転計画書のアップデート、補償のタイミング、再取得価格での補償、コンサルテーション、モニタリング、苦情処理メカニズムの運営等で不適切なケースがあった。 <p>(先住民族政策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先住民族開発計画(IPDP)の中では、先住民族の合意や案件デザインへの影響が明確に記載されていない。 具体的な緩和策や予算措置はIPDP内ではなく環境管理計画や移転計画の中で行われていることが多い。 IPDPを作成すべき案件においても、簡易版である先住民族開発フレームワーク(IPDF)しか作成していない案件もあった。ADBスタッフの誤解がある。 94年以降、先住民族居住地域への影響について記載された案件完了報告書は40件あったが、うちIPDPが作成されたのは9案件だった。先住民族への影響について詳しく記載した報告書はわずか3件だった。 現地調査を行った7案件については、概してポジティブな影響が見られた。深刻な影響は見られなかった。 	<p>を行っていることがほぼ確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「用地取得や非自発的住民移転等による被影響住民に対する適切な補償・支援」については、大規模な住民移転等が発生する際は、借入国内法に従って、実施プロジェクトに起因する被影響住民に対する補償・支援方針、手続き、スケジュール等の住民移転計画案が、住民協議等による合意形成を得ながら作成、実施されることが確認されていた。 「社会的関心事項」については、最も進捗が見られた分野のひとつ。調査・検討する影響のスコープに、非自発的住民移転、貧困層、先住民族、ジェンダー、子供など幅広い対象が含まれており、環境に対する影響と共に、社会的弱者を対象とする「貧困削減促進」及び「社会開発促進」の効果についても、それぞれ検討され、環境レビュー結果に反映されていることが確認された。 全般傾向として実施はされているものの、カテゴリによりその実施レベルが異なる項目も以下の通り幾つかあった。 <ul style="list-style-type: none"> 「代替案の検討」: カテゴリA案件については、全案件において実施されていた。カテゴリB案件については、負の環境影響が重大でないと思見される案件において、代替案検討の実施が確認できないものがあった。 「国際的基準等との比較」: プロジェクト計画値の国内法制・環境基準との比較については、カテゴリ共通で概ね実施されていた。一方、国際的基準、グッドプラクティス等との比較検討については、カテゴリA案件については、全て実施されていたものの、カテゴリB案件については、大きな環境影響が想定されないため、その実施が確認されない案件もあった。 「モニタリング計画・環境管理計画」: カテゴリA案件については、全案件において適切に環境モニタリング計画・環境管理計画が策定され、必要に応じて環境専門のコンサルタント支援を得てモニタリングが実施されることを確認していた。カテゴリB案件については、モニタリング計画自体は作成されていない案件があった。
---	---